

カジノ管理委員会第53回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和4年4月7日 14時00分～14時45分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、堀内監督総括課長（議事担当課）、中原財務監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) 免許審査等に関する審査基準等(3)について

監督調査部長より、「免許審査等に関する審査基準等」について説明があった。

(参考)

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）

（監査人の職務及び権限）

第23条 監査人は、認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等を監査する。この場合において、監査人は、国土交通省令（当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会規則・国土交通省令。第25条第2項及び第28条において同じ。）で定めるところにより、監査報告を作成し、認定設置運営事業者等にその内容を通知しなければならない。

2 （略）

第25条・第28条 （略）

（手数料の徴収）

第233条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

(審査費用の徴収)

第234条 次に掲げる処分に係る申請をする者は、次項から第4項までに定めるところにより、その審査に要する費用を国に納付しなければならない。

一～六 (略)

- 2 前項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。
- 3 第1項の審査に際し、前項の概算額の算定の基礎となった調査の範囲を超えてカジノ管理委員会において追加の調査が必要となった場合には、第1項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。
- 4 前2項の規定により概算額として納付された額が第1項の費用の額に比し不足があるときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、そのカジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。
- 5 カジノ管理委員会は、第2項若しくは第3項の概算額又は前項の不足額の納付がそれぞれ前3項の政令で定めるところによりされなかったときは、その申請を却下することができる。
- 6 第186条から第191条までの規定は、第1項に規定する者が納付すべき第4項の不足額について準用する。
- 7 カジノ管理委員会は、第2項若しくは第3項の概算額又は第4項の不足額を第1項に規定する者に通知するときは、その総額のほかその内訳を通知しなければならない。ただし、同項の審査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該内訳を通知することを要しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、第1項の費用の納付に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

以上